

- へ 資格の認定に際して、医師、歯科医師、薬剤師においては五年以上、看護師その他の医療従事者においては三年以上の研修の受講を条件としていること。
- ト 資格の認定に際して適正な試験を実施していること。
- チ 資格を定期的に更新する制度を設けていること。
- リ 会員及び資格を認定した医療従事者の名簿が公表されていること。

(写)

医政総発第0618001号
平成19年6月18日

各都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医政局総務課長

広告が可能ない医師等の専門性に関する資格名等について

「医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項」(平成19年厚生労働省告示第108号)第1条第2号に基づき広告することができる医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に関する資格名等は別紙のとおりであり、それぞれの届出受理年月日欄に記載の日以降、広告することが可能になったので通知する。

なお、医師等の専門性に関する資格名を広告するに当たっては、「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針(医療広告ガイドライン)」(平成19年3月30日付け医政発第0330014号別添)の第3の5(7)イ(1)fにあるように、「医師〇〇〇〇(〇〇学会認定〇〇専門医)」のような形態を主に想定しているため、当該ガイドラインの趣旨を踏まえた広告内容となるよう、貴管下の医療機関・関係団体等に対する周知・指導等に当たっては特に留意されたい。

おって、「広告が可能ない医師及び歯科医師の専門性に関する資格名等について」(平成14年7月17日付け医政総発第0717001号)は、廃止する。

(別紙)
略

トップへ

トピックス 厚生労働省ホームページ